

(問い合わせ先)
令和5年1月8日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

県内における高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置の完了について (県内2例目 第9報)

令和5年1月8日
畜産課

12月19日に、世羅町の採卵鶏農場において発生した、高病原性鳥インフルエンザ(県内2例目)に係る農場の防疫措置が、1月7日に完了しました。

なお、消毒ポイントでの畜産関係車両への消毒については、12月27日に発生した県内3例目の移動制限区域の解除まで継続します。

1 防疫作業の状況

- (1) 殺処分完了 12月25日(日) 0時40分 (処分羽数 186,938羽)
- (2) 防疫措置完了 1月7日(土) 20時10分 (処分鶏, 汚染物品の埋却, 農場の消毒)

2 今後の予定

県内2例目の搬出制限区域^{※1}及び移動制限区域^{※2}は、12月27日に世羅町で発生した高病原性鳥インフルエンザ(県内3例目)と同一であるため、県内3例目に合わせて解除となります。

また、消毒ポイントについては、県内3例目の移動制限区域の解除まで継続します。

※1 発生農場から半径3kmから10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域

※2 発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域

3 報道機関へのお願い

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。